

# 宇和島市における軽度者に対する福祉用具貸与の確認

宇和島市における軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、以下の方法で確認を行います。

## ① 主治医に医学的所見を伺う際の様式

市指定様式（裏面あり）で、両面印刷または表面・裏面の2枚セットとして主治医へ依頼してください。

※車いすおよび車いす付属品の貸与にあたって、主治医から得た情報および適切なケアマネジメントにより、国の定める状態に該当することがケアマネジャーにより判断できた場合は、市への確認は従来どおり省略できますが、主治医へ医学的所見を伺う際は市指定様式を使用してください。

## ② 事業所から市へ提出する確認依頼書の様式変更および記入方法等

(1) 貸与開始日欄の該当するものに○をつけてください。

新規：初めての利用における確認

継続：認定有効期間の更新または介護度の変更に伴う確認

追加：既に利用している種目に加えて、新たに違う種目の利用開始に伴う確認

(2) 添付書類

- ・医師の医学的所見が確認できる書類の写し 市指定様式
- ・サービス担当者会議の要点
- ・ケアプラン（直近のもの）

(3) 介護保険給付による貸与開始日について制限

市への確認依頼時において、既に貸与開始している場合の介護保険給付による貸与開始日は、最大限で、市が確認依頼書を受理した日の属する月の1日まで遡ることができます。

ケアマネジメントの結果、種目の変更・追加等が必要となった場合は、再度確認依頼の手続きをしてください。また、状態の改善に伴い、福祉用具が不要となった場合は、貸与中止等の適切な見直しをしてください。

福祉用具貸与においては、必ずしも介護保険による例外給付が認められるものではないため、利用者には、自費になる可能性もあること等を利用開始前に十分に説明・協議を行ってください。

その他詳細については、『軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて』で確認してください。